石 産 第 8 8 6 号 令 和 6 年 12 月 4 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

石井町長 小林 智仁

市町村名		石井町
(市町村コード)		(36341)
地域名		石井町
(地域内農業集落名)		(石井・浦庄・高原・藍畑・高川原)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年12月2日
励識の結果を取りる	このた千月日	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

石井町地域計画の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)約970ha、地域内の農業を担う者(目標地図に位置付ける者)約280人で耕作面積約330ha。比較的小規模経営で高齢の担い手も多い。地域農業の課題として、担い手を含めた農業者の高齢化や後継者不足、不作付地の増加が挙げられる。令和5年度石井町農業委員会実施のアンケート結果に基づく集計では、80歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも、今後農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積の方が多くなっている。しかし、未回答の後継者が不在の農業者も多数いることが想定される。そのため、後継者不足に備えて、新たな農地の受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

石井町は、吉野川からもたらされた肥沃な農地が広がり飯尾川を境にして南は水田地帯で、北には畑地と排水のよい水田があり、ほうれん草・ブロッコリー・スイートコーン等を中心とした露地野菜、水稲、畜産(酪農、和牛繁殖)が盛んである。そのため、水稲、露地野菜、飼料作物を主力作物とする。生産体系として、水稲+野菜又は水稲+飼料作物の2毛作、及び野菜又は飼料作物の2期作を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

X	域内の農用地等面積	971.3 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	971.3 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

石井町内の農業振興地域農用地区域の10㎡以上の田畑全て及び地域内の農業を担う者(目標地図に位置付ける者)が耕作する農業振興地域農用地区域外の借地を対象とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項				
	(1)農用地の集積、集約化の方針				
	現在の担い手である目標地図に位置付ける約280の経営体へ集積する他、認定新規就農者を育成することにより対応していく。農地の集積を進める経営体に対しては、国等の補助事業を活用して機械の導入等を支援する。				
	(2)農地中間管理機構の活用方針				
	農業委員会や農地利用最適化推進委員等により農地の貸付け等の意向を確認し、将来の経営農地の集約化を目指し、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。				
	(3) 基盤整備事業への取組方針				
	老朽化した用排水施設等の改修を進めて、有効活用を図る。				
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針				
	新規就農者を担い手として育成していくため、県及び徳島県JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んで				
	いく。また、町がブランド化を目指す藤やさい(紫野菜)の生産を推進し、高収益化に向けて取り組む。				
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
	徳島県農業協同組合でのほうれん草の播種及びブロッコリーの定植の委託を活用する。				
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)				
	☑ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等				
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他				
	【選択した上記の取組方針】 鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等を活用し、鳥獣被害防止対策協議会による積極的な捕獲活動や、捕獲体制の 構築等に取り組む。				